平成２２年（フ）第２２１号
愛知県豊橋市下地町字橋口96番地の１　Ｂ―202
債務者　ＳＲサービスこと　纐纈　勝一
1　決定年月日時　平成22年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月８日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第１１６号
熊本県八代市横手本町２番２号
債務者　宮崎　　充
1　決定年月日時　平成22年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月19日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２２年（フ）第６１号
熊本県球磨郡水上村大字岩野933番地
債務者　中村　　薫
1　決定年月日時　平成22年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月19日午後１時30分
熊本地方裁判所人吉支部

平成２２年（フ）第６３１号
栃木県宇都宮市田野町595番地139
債務者　長嶋真由美
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月８日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第６８２号
栃木県宇都宮市大和２丁目３番16号
債務者　佐伯　寿夫
1　決定年月日時　平成22年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月22日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第６８５号
栃木県矢板市鹿島町１番22号　ハルクルＡ棟101号
債務者　町田　嘉久
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月12日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第６８６号
栃木県矢板市鹿島町１番22号　ハルクルＡ棟101号
債務者　町田　正子
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月12日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第６９１号
栃木県宇都宮市宮原５丁目２番６号
債務者　千葉惠美子（旧姓隈上）
1　決定年月日時　平成22年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月12日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第２６３１号
横浜市西区北軽井沢27番地６　ル・グラン三ツ沢公園504号
債務者　稲澤　廣臣
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９７号
島根県出雲市知井宮町1289番地１　市営真幸ケ丘住宅１―10
債務者　池西一代志
1　決定年月日時　平成22年９月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月８日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２２年（フ）第４９４号
岡山県倉敷市児島赤崎３丁目２番46号　２号
債務者　宍戸　　肇
1　決定年月日時　平成22年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月10日午前10時10分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６４９号
岡山市中区中島48番地13
債務者　沖　　尚美（旧姓太田）
1　決定年月日時　平成22年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月10日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６６８号
岡山市南区浦安南町57番地２
債務者　藤原　久裕
1　決定年月日時　平成22年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月26日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６８３号
栃木県宇都宮市陽東３丁目３番５号　町井コーポ202、前住所栃木県宇都宮市御幸ケ原町39番地58　ウイングコーポⅡ205号
債務者　稲森　美幸
1　決定年月日時　平成22年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月19日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第６８８号
栃木県宇都宮市峰３丁目24番１号　平石アパート１号棟102、前住所栃木県真岡市台町2391番地６　浜野ビル５号室
債務者　勝田美枝子（旧姓柿澤）
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月19日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係